



金沢市公報

号外第4号の8

令和7年(2025年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

●規 則

○金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正

する規則

(税務課) 1

規 則

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市長 村山卓

●金沢市規則第36号

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市税賦課徴収条例施行規則(昭和35年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第47号様式(表)中

- 第一種 一般原付 (0.05L又は0.6kW以下)
- 第一種 特定原付 (0.6kW以下)
- 第二種 乙 (0.09L又は0.8kW以下)
- 第二種 甲 (0.125L又は1.0kW以下)
- ミニカー

を

- 第一種 一般原付(総排気量0.05L又は定格出力0.6kW以下)
- 第一種 一般原付(総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下)
- 第一種 特定原付(定格出力0.6kW以下)
- 第二種 乙(総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以下)
- 第二種 甲(総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下)
- ミニカー

に、

長さ	幅	最高速度
cm	cm	km/h

長さ	幅	最高速度	最高出力
cm	cm	km/h	kw

に改める。

第49号様式その1の備考の表中「除く。」の次に「及び同号ウの原動機付自転車」を加え、「第68条第1号ウ」を「第68条第1号工」に改め、同様式その3の備考の表中「第68条第1号工」を「第68条第1号才」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の第47号様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用する

ことができる。

3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に交付された改正前の第47号様式による標識交付証明書は、改正後の第47号様式にかかわらず、なおその効力を有する。

4 施行日から令和7年6月30日までの間における改正後の第49号様式その1の規定(金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(令和7年条例第30号)による改正後の金沢市税賦課徴収条例(昭和25年条例第33号)第68条第1号ウの原動機付自転車に係る部分に限る。)の適用については、同その1中

「



とあるのは、

」

「



とし、

」

「上部は白色、下部は薄青色」とあるのは「白色」と、「濃紺色。ただし、アルファベットは、白色」とあるのは「濃紺色」と、

「
 1 その3の備考の表の(3)
 に該当するものを除く。
 2 図柄の塗色は、①の図
 柄は白色とし、①以外の
 図柄は、(1)に該当するも
 のは薄青色、(2)又は(3)に
 該当するものは白色とす
 る。」

とあるのは

「
 その3の備考の表の(3)
 に該当するものを除く。

とする。